

議案第63号

芽室町固定資産評価審査委員会条例中一部改正の件

芽室町固定資産評価審査委員会条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年9月1日

芽室町長 手 島 旭

芽室町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

芽室町固定資産評価審査委員会条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正にあわせ、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号) <u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号) <u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 一略一</p>